

平成23年度第3次補正予算案における 主な復興関連施策

平成23年11月10日
東日本大震災復興対策本部事務局

平成23年度補正予算（第3号）の概要

- 東日本大震災・原子力災害からの本格的な復興予算として、「復興の基本方針」に基づき、真に復興に資する施策を重点的に措置。
- 「日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない」との認識の下、最近の過度な円高の影響による産業の空洞化等への対応にも配慮。
- そのほか、B型肝炎関係経費や台風12号への対応を含めた災害対策費等について計上。
- 財源については、あらかじめ償還の道筋を定めた復興債の発行等により確保。

I. 東日本大震災関係経費

11兆7,335 億円

1. 災害救助等関係経費

941 億円

(1) 被災者緊急支援

475 億円

○被災児童生徒等就学支援事業（県基金の3年間延長） 297億円

○地域自殺対策緊急強化事業 37億円

(2) 災害救助法による災害救助

301 億円

(3) 生活福祉資金の貸付

165 億円

2. 災害廃棄物処理事業費

3,860 億円

津波等により発生した災害廃棄物(ガレキ等)を処理するための経費

3. 公共事業等の追加

1兆4,734 億円

(1) 災害復旧等公共事業（東日本大震災関連）

8,706 億円

- 公共土木施設等（河川、海岸、道路、港湾、漁港、農地・農業用施設等） 8,366億円
- 有料道路、水道等 340億円

(2) 復興に向けた一般公共事業

1,990 億円

- 道路整備事業 827億円
- 治山、水産基盤整備事業等 543億円
- 港湾整備事業、空港整備事業等 294億円
- 治水事業 195億円
- 廃棄物、水道 132億円

(3) 施設費等

4,038 億円

- 学校施設等の復旧 1,127億円
- 大学等研究施設等の整備（東北メディカル・メガバンク計画等） 369億円
- 鉄道施設等 66億円

4. 災害関連融資関係経費

6,716 億円

(1) 中小企業等の事業再建及び経営安定のための融資等

6,530 億円

（事業規模11.6兆円（※1）うち中小企業向け信用保証5兆円、中小企業向け貸付5兆円）

- 東日本大震災復興緊急保証（主に日本政策金融公庫出資金） 3,703億円
- 東日本大震災復興特別貸付等（日本政策金融公庫出資金） 2,427億円

(2) 農林漁業者等の経営再建等のための融資等

186 億円

※1 被災中小企業復興支援リース料補助による事業を含む。

5. 地方交付税交付金

1兆6,635 億円

復旧・復興に向けた被災地の地方負担分について、地方交付税の加算（「震災復興特別交付税」（仮称））により手当て

6. 東日本大震災復興交付金

1兆5,612 億円

被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させるため、東日本大震災復興交付金を創設

土地区画整理事業・防災集団移転事業等の復興地域づくりに必要な各種補助メニューを一括化することに加え、復興地域づくりに必要となる各種ハード・ソフト事業を実施可能とする用途の自由度の高い資金を確保

7. 原子力災害復興関係経費

3,558 億円

除染に関する経費、福島県原子力災害対応・復興基金（仮称）（※2）を創設するための経費等

- 放射性物質により汚染された土壌等の除染、汚染廃棄物の処理等 2,459億円
- 放射線治療に関する国際的医療センター整備及び地域医療の再生 687億円
- 原子力損害賠償仮払金 264億円
- 環境創造センター（仮称）の整備 80億円

※2 放射線治療に関する国際的医療センター整備及び地域医療の再生、環境創造センター（仮称）の整備に加え、重点分野雇用創造事業、企業立地事業等を含めた福島県原子力災害対応・復興基金（仮称）の総額は3,840億円程度。

8. 全国防災対策費 5,752 億円

(1) 学校施設耐震化・防災機能の強化 2,051 億円

- 公立学校 1,630億円
- 国立大学等 270億円
- 私立学校等 150億円

(2) 全国防災対策としての一般公共事業 2,493 億円

- 道路整備事業 1,092億円
- 治水、海岸、港湾、空港整備事業等 612億円
- 社会資本総合整備事業 566億円
- 農業農村整備、水産基盤整備事業等 223億円

(3) その他（警察消防・自衛隊関係、医療施設の防災対策等） 1,208 億円

9. その他の東日本大震災関係経費 2兆4,631 億円

(1) 立地補助金 5,000 億円

（産業の空洞化、雇用の喪失を防ぐため、サプライチェーンの中核となる部品・素材分野と高付加価値の成長分野における生産、研究開発拠点に国内立地補助事業を実施）

(2) 雇用対策 3,780 億円

- 重点分野雇用創造事業 3,510億円
- 新卒者就職実現プロジェクト事業 235億円

(3) 住宅関係 3,112 億円

- 災害復興住宅融資等 1,507億円
- 住宅エコポイント 1,446億円
- フラット35Sの金利引下げ 159億円

(4) 節電エコ補助金等 (一般家庭や中小企業等における省エネや節電を支援)	2,324 億円
(5) 水産業の復旧・復興	1,576 億円
○漁業・養殖業復興支援事業 818億円	
○水産業共同利用施設復旧支援事業 259億円	
○漁場のガレキ撤去等 168億円	
(6) 自衛隊施設及び装備品等の復旧等	1,470 億円
(7) 森林・林業の復興	1,400 億円
○森林整備加速化・林業再生事業 1,399億円	
(8) 医療、介護、福祉等	1,231 億円
○地域医療再生対策 720億円	
○生活困窮者対策 202億円	
○介護等サポート拠点の設置・運営等 119億円	
(9) 自立・分散型エネルギー供給等に拠るエコタウン化事業 (東北地方を中心として災害に強い自立・分散型のエコタウンを作るため、現行の グリーンニューディール基金を拡充)	840 億円
(10) 中小企業対策 (※3)	452 億円
○被災中小企業復興支援リース料補助 100億円 (※1)	
○戦略的基盤技術高度化支援 50億円	
○被災地域産業地区再整備 49億円	
○中小企業再生支援協議会事業 45億円	
○グローバル技術連携・創業支援 29億円	
○海外展開を行う中小企業の経営基盤強化 25億円	
○経営資源融合を行う中小企業の資本力強化 20億円	

※3 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）については、東日本大震災復旧・復興予備費で1,249億円を措置。

(11) 復旧・復興に向けた教育支援等	411 億円
○高校生修学支援基金（授業料等減免・奨学金）の3年間延長	189億円
○被災私立学校等復興特別支援	83億円
(12) 資源の安定供給確保 （産業の空洞化を防ぐため、レアアースの安定供給確保等を図る）	283 億円
(13) 警察・消防関係	229 億円
(14) 農業関係	197 億円
○配合飼料価格安定対策	97億円
○被災農家経営再開支援（ガレキ処理）	21億円
○耕作放棄地を活用した営農再開等の支援	17億円
(15) 世界に開かれた復興	177 億円
○アジア大洋州地域及び北米地域との青少年交流	72億円
○防災分野における国際協力促進	42億円
○被災地における国際会議開催	1億円
(16) 災害に強い情報通信ネットワークの構築等	169 億円
(17) 震災関係資料の収集、デジタル化の促進、被災実態調査等	28 億円
(18) その他	1,953 億円
○福島県等再生可能エネルギー研究開発拠点整備事業	676億円
○東北地方の高速道路の無料開放	250億円
○石油等の安定供給確保	243億円
○省エネルギー分野等の革新的技術開発	150億円

10. 年金臨時財源の補てん

2兆4,897 億円

1次補正予算において活用した、基礎年金国庫負担 2 分の 1 と 36.5% との差額に充てるための年金臨時財源 2.5 兆円の補てん

II. その他の経費

3,210 億円

1. 台風第12号等に係る災害対策費

3,203 億円

公共土木施設等（河川、海岸、道路、港湾、上下水道、漁港、農地・農業用施設等）の災害復旧に必要な経費等

2. その他（実用準天頂衛星システム事業推進調査）

7 億円

実用準天頂衛星システムの整備に向けた調査に必要な経費

III. B型肝炎関係経費

480 億円

特定 B 型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等を支給するために必要な経費

合 計

12兆1,025 億円

（注1）財政投融资計画については、株式会社日本政策金融公庫等に対し、1兆3,421億円を追加する。

（注2）為替市場のいかなる動向にも十分な余裕をもって機動的な対応を行いうるようするため、特別会計予算総則において、外国為替資金特別会計の外国為替資金証券発行等限度額を、23年度当初予算における150兆円から165兆円へと引き上げる。

（注3）このほか、特別会計予算総則において、原子力損害賠償支援機構法に基づき、原子力損害賠償支援機構に資金拠出するための交付国債の発行限度額を2兆円から5兆円へと引き上げる。

（注4）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

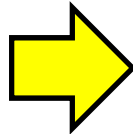
防災集団移転促進事業の制度改正

背景

- 本事業は災害が発生した地域等において、住民の居住に適當でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援するもの。
- 東日本大震災の津波により、被災地域が広域に及び、都市によっては都市機能が喪失するような甚大な被害が生じているところ。
- 被災市町村では、被災地域から安全な地域への集団移転を含む復興計画が策定されつつある。



都市機能が喪失するような甚大な被害



各市町村の復興計画の円滑な実現を図るとともに地域の実情に合わせた事業実施を図る観点から制度改正

改正内容

被災自治体に対する財政的支援の充実

- ①補助限度額の引き上げ(※)、戸当たり限度額(現行:一般の市町村で1,655万円)の不適用(交付率3/4)

多様な用途の立地を可能とする移転への対応

- ②住宅団地の用地取得・造成費について、移転者等に分譲する場合も分譲価格(市場価格)を超える部分を補助対象化
- ③住宅団地に関連する公益的施設(病院等)の用地取得・造成費の補助対象化(有償譲渡等の場合は②と同じ取扱い)

円滑な事業実施への支援

- ④住宅団地の規模要件の緩和(10戸以上→5戸以上)
- ⑤市町村による移転元の区域内の土地取得要件の緩和(農地・宅地すべての買取り→住宅用途以外の買取りは義務としない)

※住宅団地の用地取得造成費:地域の実情に応じた造成費見合いの加算。更に、これを超えた場合でも、個別認定で補助可能に。
移転者の住宅の建設費等については自己負担。借入金の利子相当額補助については406万円→708万円に引き上げ 等

都市再生区画整理事業の拡充

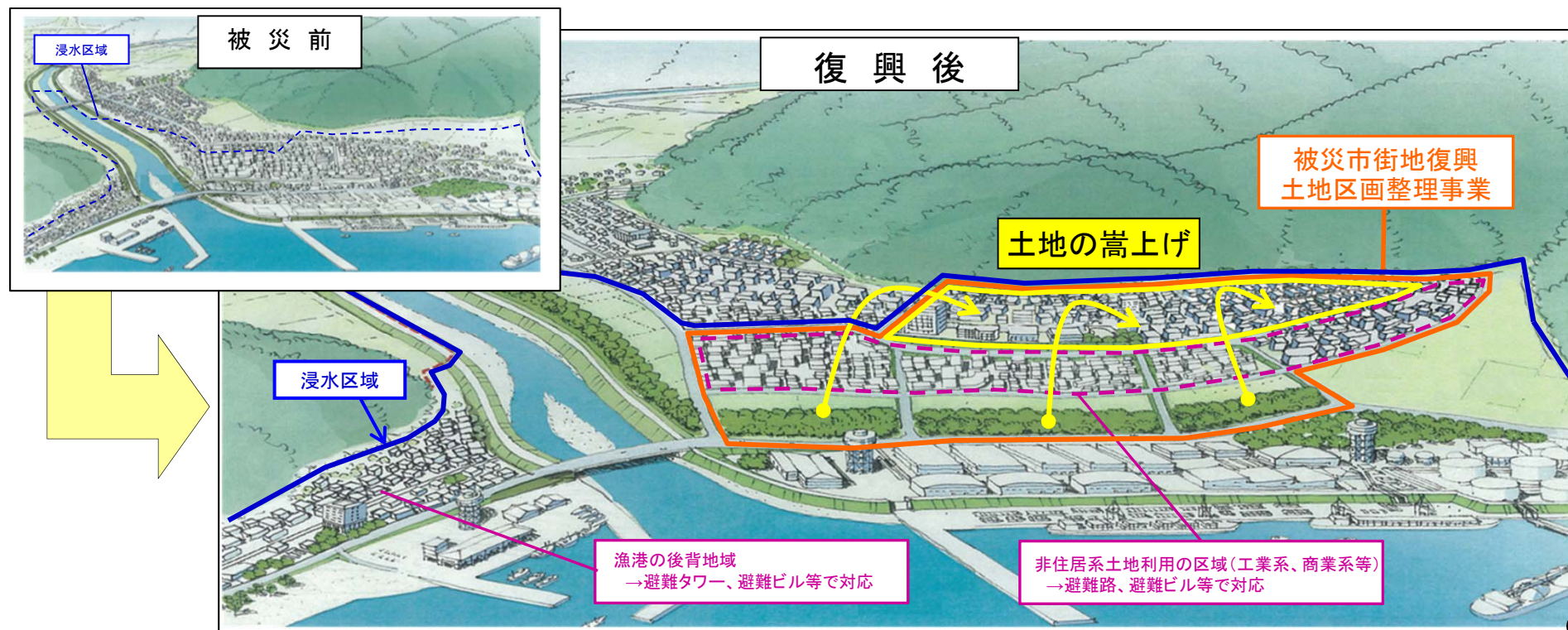
目 的

東日本大震災により、広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に際して、防災上必要な土地の嵩上げ等を支援することにより、早期復興の実現と津波に強いまちづくりを強力に推進。

改正内容

都市再生区画整理事業の拡充

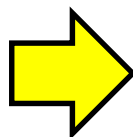
- ① 緊急防災空地整備事業の拡充(公共施設整備のための用地の先行取得の充実)
- ② 被災市街地復興土地区画整理事業等の拡充(防災上必要な土地の嵩上げ等)



盛土造成地が滑動・崩落した地区に対応するための事業制度の創設

背景

東日本大震災では、多数の宅地に甚大な被害が生じており、特に盛土造成地に甚大な被害が集中し、地盤が滑動又は崩落することにより周辺公共施設(道路・下水道等)を含む盛土全体が被災する事例が顕著。



甚大な宅地被害～比較的小規模なものも多数

- 災害予防の観点から制度設計されている既存の「大規模盛土造成地滑動崩落防止事業」を参考にしつつ、すでに被害を受けている宅地の実情に即応できる新制度を創設
- 再度災害防止を図る観点から滑動崩落防止の緊急対策工事を実施

既存の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

①交付率

1/4

②事業の対象となる盛土造成地の要件

盛土面積が3,000m²以上であり、かつ盛土上に存在する家屋が10戸以上

③崩落で被害のおそれのある公共施設等の対象

道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道)、河川、鉄道、避難地又は避難路

造成宅地滑動崩落緊急対策事業(創設)

①交付率

1/2 (特別な場合は2/3※)

※ 放置すれば災害への対応に広域にわたり重大な支障をきたすおそれがあるような施設等の保護。

②事業の対象となる盛土造成地の要件

盛土をする前の地盤面が20度以上かつ盛土高さが5m以上であり、かつ家屋が5戸以上のもの も対象

③崩落で被害のおそれのある公共施設等の対象

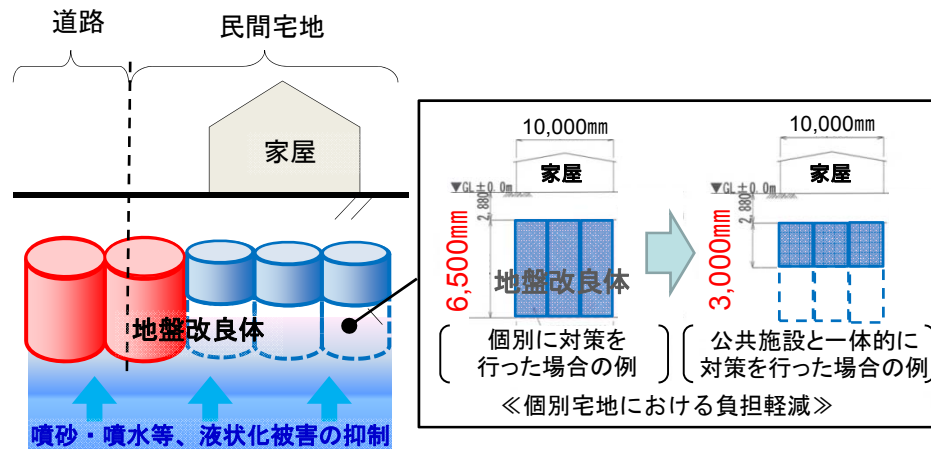
一定の要件を満たす市町村道、家屋10戸以上 も対象

液状化対策推進事業の創設

背景

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を被った地域において、被災者個人に対する被災者生活再建支援制度や住宅金融支援機構による融資（災害復興宅地融資等）に加え、再度災害の発生を抑制するため、新たな支援策が求められているところ。

- 東日本大震災による地盤の液状化による宅地被害は、26,914件（H23.9.27現在）
- 再度災害の抑制のためには、復旧のみならず地盤改良が必要
- その際、周辺宅地との一体的な対策が効率的かつ効果的



基本的考え方

- **公共施設の液状化対策費は公費**で負担し、**民間家屋の液状化対策費は所有者**が負担。ただし、民間宅地内において実施する公共施設の液状化対策費については公費で負担。

＜宅地部分の負担軽減＞

- 道路部分を街区単位で格子状に地盤改良を施すことで、宅地への地震動の影響を緩和し、宅地内で必要な液状化対策工事を簡素化
- 公共一括発注によりスケールメリットが発生し負担を軽減

事業内容

多様なニーズに対応するための制度拡充

道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する事業を創設（交付率1／2）

○都市防災推進事業、都市再生区画整理事業の拡充

イ）液状化対策に必要な調査、事業計画案作成、コーディネートに対する支援

ロ）敷地境界、基準点等の混乱が著しい地域では、地籍整備と液状化対策を合わせて行う土地区画整理事業を支援

ハ）土地区画整理事業を活用しない場合にも一定規模以上（3,000㎡以上かつ家屋10戸以上）で、官民一体の取組に対して支援

津波防災地域づくりに関する法律案について

将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進。

概要

基本指針（国土交通大臣）

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、**津波浸水想定**（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、**津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）**を作成することができる。

特例措置

（推進計画区域内における特例）

津波防災住宅等建設区の創設

津波避難建築物の
容積率規制の緩和

都道府県による
集団移転促進事業計画の作成

一団地の津波防災
拠点市街地形成施設に関
する都市計画

津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の**津波防護施設**の新設、改良その他の管理を行う。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- ・都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、**津波災害警戒区域**として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、**津波災害特別警戒区域**として指定することができる。

地域包括ケアを中心とする保健・医療、介護・福祉の体制整備

- 従来の地域のコミュニティを核とした支えあい为基础としつつ、保健・医療、介護・福祉サービスが一体的に提供される地域包括ケアを中心に据えた体制を整備する。

◎ 地域医療提供体制の再構築(地域医療再生基金の積み増し) 720億円

地域医療に甚大な被害を受けた地域において、切れ目なく医療サービスの提供を行う新たな体制を構築するため、被災3県が策定する医療の復興計画に基づく以下の事業に対して財政支援を行う。

① 医療機関等の再整備

以下のような観点から民間を含む被災医療機関等の再整備を進め、医療機能の分化、集約・連携による医療提供体制の強化・効率化を図る。

- ・ 機能強化を行う病院と後方支援病院として機能する病院との機能分化
- ・ 診療所の在宅当番医制への参加
- ・ 在宅医療の連携拠点となる医療機関(在宅療養支援病院・診療所)の整備等による在宅医療の推進 など

② 医療機関相互の情報連携の基盤整備

③ 医師、看護師等の人材の確保 など

◎ 地域包括ケアの再構築(介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し) 119億円

日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災市町村が策定する復興計画等に基づく以下の事業に対して財政支援を行う。

① 地域包括ケアの拠点整備等

小規模の特別養護老人ホーム・グループホーム等に加え、在宅サービス等を行う拠点を整備 など

② 介護等のサポート拠点の整備

長期化する避難生活による高齢者等の日常生活を支えるため、当面必要となる、介護等のサポート施設(応急仮設住宅での総合相談、高齢者等の活動支援等を包括的に提供)を整備

◎ 地域の「絆」の再構築等(緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)の積み増し) 202億円

地域において「絆」やつながりを再構築し、高齢者、障害者、生活に困窮している方等の生活を支えるため、以下の事業に対して財政支援を行う。

- ・ 「社会的包摂」を進めるための地域の取組支援
(NPO法人等による巡回訪問による状況把握や見守り等の支援)
- ・ 「生活再建サポーター」の配置等による被災生活保護受給者への個別支援 等

◎ 障害福祉サービスの再構築(障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し) 20億円

被災地の障害福祉サービス事業所において、引き続き安定したサービスの提供を行うことができるよう、以下の事業に対して財政支援を行う。

① 障害福祉サービス復興支援拠点の整備等

- ・ 障害者自立支援法・児童福祉法に基づく新体系サービスへの移行
- ・ 発達障害児・者のニーズに応じたサービス等の提供 など

② 居宅介護事業所等の事業再開に向けた施設整備 など

◎ 子育てサービスの再構築(安心子ども基金の積み増し) 16億円

被災地での保育所等の復興に当たり、子育てサービスを総合的・一体的に行う基盤を整備・強化できるよう、被災市町村が策定する復興計画に基づく以下の子育て関係施設の複合化、多機能化を行う場合に重点的な財政措置を行う。

- ・ 認定こども園、地域子育て支援拠点などの合築による複合化
- ・ 通常の保育に加え、延長保育、病児等一時預かりなども行う多機能化

学校施設等の復旧等

平成23年度第3次補正予算案 1,711億円

東日本大震災により被害を受けた学校施設等の復旧等

○公立学校(1次補正962億円、2次補正41億円)

◇災害復旧費負担金 476億円

- ・新築復旧(移転復旧を含む)や大規模補修等
- ※別途、災害復旧費補助金において、東日本大震災で津波により被災した学校の移転復旧に係る土地取得費を国庫支援すべく、第3次補正予算にあわせて制度改正を行う
- ※24年度以降は移転復旧等を実施

〔◇使い勝手のよい交付金の活用
(私立幼稚園への貸付けスペースの確保など)〕

○国立大学等(1次補正265億円) 656億円

○被災私立学校等復興特別補助・交付金 83億円

- ・被災した私立学校等の教育環境整備に向けた取組への支援
- ※高等学校等については高校生修学支援基金を活用(4ヵ年)

○公立社会教育施設等(1次補正87億円) 329億円

○国指定等文化財 39億円

○独立行政法人等 126億円

国立科学博物館 4億円、放送大学学園 0.5億円、国立青少年教育施設 3億円、国立霞ヶ丘競技場 3億円、日本原子力研究開発機構 87億円、防災科学技術研究所 8億円、宇宙航空研究開発機構 12億円、海洋研究開発機構 2億円、物質・材料研究機構 3億円、国立文化財機構 2億円、日本芸術院 0.3億円



地震により崩壊した教室の柱
(福島県本宮市)



転倒、破損した研究設備
(東北大学)

学校施設の防災対策

平成23年度第3次補正予算案 2,048億円

学校施設の耐震化等を推進

○公立学校耐震化及び防災機能強化 1,627億円
(H23当初805億円、1次補正340億円)

○国立大学等耐震化等 270億円
・耐震化(200億円)、附属病院自家発電設備(70億円)

○私立学校等耐震化等 150億円
(H23当初52億円)

- ・施設の耐震化等
 - ・低利融資のための日本私立学校振興・共済事業団への出資
- 〔耐震改築に対する低利融資の条件緩和(3年間無利子融資)など〕

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金

平成23年度第1次補正予算額 : 113億円
 平成23年度第3次補正予算案 : 297億円
 (平成23年度所要額 : 147億円)
 (平成24年度～平成26年度所要額 : 264億円)

<事業概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、緊急的な就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において対象者増や単価増が見込まれるため、都道府県等の新たな負担を全額国費で支援
- 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を交付し、既に都道府県に設置されている高校生修学支援基金において区分経理した上で積み増し、資金を管理
- 3次補正予算では、平成23年度中の新たな追加需要額(約34億円)の積み増しを行うとともに、被災した幼児児童生徒への中・長期的な就学支援を行うため、平成24年度以降、当面3ヵ年(平成24年度～平成26年度)基金を延長し、就学支援を行うための経費を措置

<具体的施策>

【幼稚園】

- (対象者) 震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児
 (震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
 (補助率) 10/10
 (対象者数) 約4,000人 → 約7,000人
 (対象経費) 保育料、入園料
 (対象事業) 市町村において行う幼稚園就園奨励事業



【小・中学校】

- (対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
 (補助率) 10/10
 (対象者数) 約39,000人(小学校:約26,000人 中学校:約13,000人)
 (対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費 等
 (対象事業) 市町村において行う就学援助事業
 ※ 第三次補正予算では、スクールバスの運行により通学手段の確保に係る通学費、
 そのほか、体育用具等を含む学用品費及びクラブ活動費について追加所要額を措置



【高等学校】

- (対象者) 震災により修学困難となった生徒
 (補助率) 10/10
 (対象者数) 約16,000人
 (対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
 ※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うこと
 で、手厚い修学支援が可能



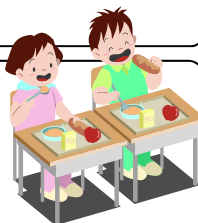
【私立学校】

- (対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒
 (補助率) 10/10
 (対象者数) 約6,000人
 (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



【特別支援(幼・小・中・高)】

- (対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒
 (震災により支弁区分が変更となった者も含む)
 (補助率) 10/10
 (対象者数) 特別支援学校:約360人→約434人 特別支援学級:約140人→約207人
 (対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業



【専修学校・各種学校】

- (対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
 ・ 専修学校高等課程・専門課程:修業年限1年以上
 ・ 専修学校一般課程、各種学校:原則修業年限2年以上
 (補助率) 高等課程(10/10)、その他の課程(2/3)
 (対象者数) 専修学校:約2,500人→約2,800人 各種学校:約140人→約360人
 (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ3（第3段階）

～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～（被災者等就労支援・雇用創出推進会議第3段階）



平成23年10月25日

雇用復興を支える予算措置等による対策

※フェーズ1、2による当面の雇用の確保・生活の安定支援も引き続き強力に推進

地域経済・産業の再生・復興による雇用創出
(5.7兆円 雇用創出効果 35万人)

産業振興と雇用対策の一体的支援(0.4兆円 雇用創出効果 15万人)

復興を支える人材育成・安定した就職に向けた支援等
(0.1兆円 雇用下支え効果 7万人)

◎ 企業支援

- ・部品・素材分野と成長分野の生産拠点等への国内立地補助の創設
- ・中小企業向け金融支援の継続・拡充
- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の対象規模拡大

○ 事業高度化、知とイノベーションの拠点整備等

- ・革新的医療機器創出等のための復興特区構想の推進

◎ 農林水産業支援

- ・農地・農業用施設、漁港・漁場機能等の早期復旧・強化
- ・農林漁業者の経営再開支援の充実
- ・実、6次産業化の推進等
- ・持続可能な森林経営の確立等

○ 観光業支援

- ・風評被害防止のための情報発信
- ・や観光キャンペーンの強化等
- ・三陸復興国立公園(仮称)の取組による新たな観光スタイルの構築

◎ 地域包括ケアの推進等による地域づくり

- ・地域包括ケアの再構築等
- ・子どもを地域で支える基盤構築
- ・社会的包摂を用いた「絆」再生

◎ 東日本大震災復興交付金の創設

◎ 災害復旧・復興等インフラ整備の推進等

◎ 環境・新エネルギー事業の推進

- ・木質バイオマス利活用施設の導入の推進
- ・再生可能エネルギー研究開発拠点の整備

○ 情報通信技術の利活用等

○ 原発被害への対応(除染事業の推進等)

◎ 被災地雇用復興総合プログラムの推進

- ① 事業の再建、高度化、新規立地等の推進
- ② 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業が、①などの産業政策と一体となって被災者を雇用する場合、雇用面から支援を行う事業(事業復興型雇用創出事業)を創設
- ③ 雇用面でのモデル性がある事業を地方自治体が民間企業等に委託して実施する事業(生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)の創設

○ 雇用創出基金の積増し等による雇用創出

◎ 復興特別区域制度(仮称)の創設に伴う法人税に係る措置

- ・新規立地新設企業を5年間無税の新規立地促進税制の創設
- ・被災者の給与総額の一定割合の法人税額からの控除等の創設

○ 農業経営の多角化戦略等による雇用の創出・就業支援

◎ 人材育成の推進等

- ・被災地復興に資する分野や成長分野等における公的職業訓練等の拡充
- ・地域中小企業の人材育成支援等
- ・専門学校等と地域・産業界の連携による復旧・復興を担う専門人材の育成
- ・復興支援型地域社会雇用創造事業の推進

◎ ハローワーク等による支援の充実強化

- ・新卒者支援の充実
- ・障害者に対する就職支援の充実
- ・被災者雇用開発助成金の拡充
- ・被災地等のハローワークの機能・体制強化

○ 復興事業における適正な労働条件の確保・労働災害の防止

◎ 雇用保険の給付の延長

- ・被災3県(岩手・宮城・福島)の沿岸地域等で延長(90日分)

フェーズ3の雇用創出・雇用の下支え効果

総額6.1兆円

58万人程度

(雇用創出効果50万人程度

雇用下支え効果7万人程度)

農地・農業用施設災害復旧等事業（3次補正予算：2,080億円）

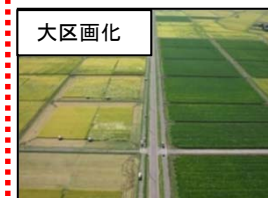
～被災した農地・農業用施設の速やかな復旧及びこれと併せ行う区画整理等～

○土地改良法特例法において、国直轄で実施する農地・農業用施設の災害復旧事業や、これと併せて施行する区画整理等の復旧関連事業について、高い補助率で実施。



○農地の災害復旧と併せて区画整理を実施
・農地の区画整理(大区画化)によって営農を効率化

対象: 津波により被災した農地及びこれと隣接した未被災農地
補助率: 基本5/10
1戸あたりの事業費に応じて激甚並み嵩上げ



区画整理

農業用施設の復旧・改良

農地の復旧・改良

○農地・農業用施設の復旧(除塩対策含む)と改良を実施

- ・被災した農地・農業用施設の復旧を実施(地盤沈下を踏まえた機場の揚程増加や盤上げ等も実施可能)
- ・塩害を受けた農地の除塩を実施
- ・復旧に加え、農地・農業用施設の改良も実施可能

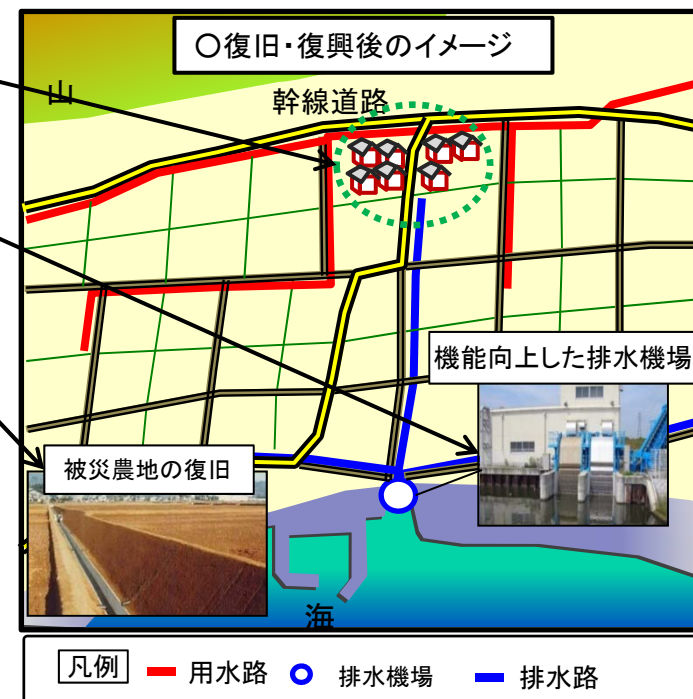
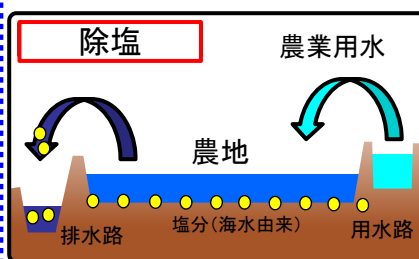
対象: 津波により被災した農地・農業用施設

補助率: 除塩 9/10

農地 基本5/10

農業用施設 基本6.5/10

1戸あたりの事業費に応じて激甚並み嵩上げ



漁業・養殖業と水産加工流通業の一体的な復興

水産業被害の現状

津波で流された漁船



被災した水産加工施設



被災した防波堤



主な復旧・復興対策

漁業・養殖業の経営再開に対する支援

1次補正

【共同利用漁船等復旧支援対策事業】(274億円)
 【養殖施設復旧支援対策事業】(267億円)
 【漁場復旧対策支援事業】(123億円)
 【漁船保険・漁業共済支払への対応】(940億円)
 【無利子・無担保・無保証人】融資・保証枠690億円(223億円)

3次補正(案)

【漁業・養殖業復興支援事業】(818億円)
 【共同利用漁船等復旧支援対策事業】(121億円)
 【養殖施設災害復旧事業】(107億円)
 【水産業共同利用施設復旧整備事業(養殖施設、種苗生産施設)】(731億円)
 【被災海域における種苗放流支援事業】(22億円)
 【漁場復旧対策支援事業】(168億円)
 【漁業経営セーフティネット構築事業】(40億円)
 【漁業復興担い手確保支援事業】(14億円)
 【無利子・無担保・無保証人】融資・保証枠329億円(47億円)

水産加工流通業の復旧・復興に対する支援

1次・2次補正

【水産業共同利用施設復旧支援事業】(1次:18億円、2次:193億円)

3次補正(案)

【水産業共同利用施設復旧整備事業(加工流通施設)】(731億円)(再掲)
 【水産業共同利用施設復旧支援事業】(259億円)

漁港・漁村等の復旧・復興に対する支援

1次補正

【漁港関係等災害復旧事業】(250億円)
 【災害復旧と連携した水産基盤復旧復興対策】(55億円)

3次補正(案)

【漁港関係等災害復旧事業】(2,346億円)
 【水産基盤整備事業】(202億円)
 【水産業共同利用施設復旧整備事業(漁港施設)】(731億円)(再掲)
 【農山漁村地域整備交付金】(公共)(20億円の内数)

早期の漁業再開

※ほかに、東日本大震災復興交付金(仮称)使い勝手のよい交付金)による支援が可能。また、水産物の放射性物質調査事業(2次)、水産総合研究センター施設の復旧(3次)等も併せて実施。

第三次補正予算案・予備費を活用した被災中小企業の復興に向けた取組みについて

【予算額】6,950億円(うち資金繰り支援6,199億円、資金繰り以外の中小企業支援751億円)

※上記の他、企業立地補助金(5,000億円の内数)。また、予備費で中小企業等グループ補助金1,249億円を手当て済み。

東日本大震災による被災中小企業の早期復興を強力に後押しするとともに、資金繰り支援や中小企業等グループ補助金をはじめとした中小企業対策に万全を期す。

資金繰り支援

＜事業規模11.6兆円、予算額6,199億円＞

○「東日本大震災復興緊急保証」の万全な実施

- ・保証限度額：セーフティネット保証等と合わせ最大5.6億円
- ・保証割合：100%保証

※なお、セーフティネット保証について、原則全業種を対象とする措置の期限を平成23年9月末から平成24年3月末まで延長

○「東日本大震災復興特別貸付」の万全な実施

- ・貸付期間：最長20年、措置期間：最長5年
- ・金利引き下げ：当初3年間は最大▲1.4%(※直接被害で全壊・流出等の場合は実質無利子化)、その後最大▲0.5%

○被災中小企業への劣後ローンの導入、リース料支援

○資本が毀損した中堅企業等への資本性資金の供給

○その他、中堅・大企業向け金融支援 等

海外展開・技術力強化・人材確保の支援等

○中小企業の海外展開支援 ＜40億円＞

- ・展示会出展・バイヤー招へい等(10億円)
- ・海外進出企業への資本増強(25億円) 等

○中小企業のものづくり技術力強化 ＜79億円＞

- ・ものづくり技術の維持・強化(50億円)
- ・技術流出防止等のための「グローバル技術連携」(29億円)

○中小企業人材の確保・育成・定着の支援 ＜25億円＞

○経営資源融合を行う中小企業の資本力強化 ＜20億円＞

○国内外販路開拓等支援 ＜25億円＞

- ・農商工連携、異分野連携等の支援(15億円)
- ・国内外販路開拓等の支援(10億円)

相談体制強化・専門家派遣等

○中小企業再生支援協議会の体制強化 ＜45億円＞

- ・二重ローン対策の総合的窓口の相談体制を強化

○復旧・復興のための中小企業経営支援 ＜37億円＞

- (専門家派遣、IT経営強化、下請取引適正化等)

施設復旧の支援等

○中小企業等グループの施設復旧・整備への支援 (グループ補助金) ＜1,249億円(※)＞

※予備費により前倒し実施済み(10月14日閣議決定)

○仮設工場・仮設店舗等の整備 ＜49億円＞

○被災中小企業等の早期復興に向けた資金支援等 ＜417億円＞

○企業等の国内立地の促進(企業立地補助金) ＜5000億円(福島対策1,700億円含む)の内数＞

商店街の活性化

○地域商業活性化のために必要な施設整備の支援 ＜9億円＞

○商店街の賑わい創出・販売促進のための取組支援 ＜5億円＞

◇再生可能エネルギーの研究開発及び関連施設の整備 【3次補正予算案額:1000億円】

➤被災地において、大学、産業技術総合研究所、公設試験機関、企業等が参画し、最先端の太陽光発電、スマートコミュニティの導入や、浮体式洋上風力発電等の技術開発・実証を行うための研究開発拠点の整備等を推進する。

施策概要

①再生可能エネルギー発電設備の導入補助

【3次補正予算案額:326億円】

・東日本大震災による被災地(福島、宮城、岩手等)において、太陽光発電設備、風力発電設備、地熱発電設備などの再生可能エネルギーの設備の導入、その設備に付帯する蓄電池や送電線等の導入に対する補助を行う。

②スマートコミュニティの導入補助

【3次補正予算案額:81億円】

・災害に強いまちづくりとして再生可能エネルギーの活用を中心としたスマートコミュニティを構築するためのプラン策定及び設備の導入を補助する。

③再生可能エネルギーと蓄電池の導入補助

【3次補正予算案額:43億円】

・個々の需要場所の電力を供給するエネルギーとして有力な再生可能エネルギーと蓄電池等を組み合わせて、災害時にも自立的・安定的にエネルギー供給するスマートエネルギーシステムの導入を促進する。

④福島県における浮体式洋上風力発電の実証事業

【3次補正予算案額:125億円】

・福島県沖にて国内初の浮体式洋上風力発電システムの本格的な実証事業を行う。

⑤福島県内における研究開発拠点の整備等

【3次補正予算案額:101億円】

・産業技術総合研究所を中心とする産学官の連携により、技術開発から実証までを行う研究開発拠点等を整備する。

政策イメージ



原子力災害からの再生・復興について

福島県原子力災害対応・復興基金の創設（3,840億円程度）

原子力災害からの地域経済の再生

- 国際的な医療センター・開発拠点等の整備及び地域医療の再生（医療福祉機器・創薬等開発、地域医療体制等）
 - 緊急雇用創出事業基金
 - 環境放射能への対応（福島県環境創造センター（仮称）の設置等）
 - 企業立地に向けての支援（産業復興企業立地補助）
-
- 東日本大震災対策のための県による取崩し型復興基金

既存の制度等を活用した追加的予算措置による機動的対応（1,500億円程度）

- 中小企業、農林水産業者に対する金融支援
- 再生可能エネルギーの研究開発及び関連施設の整備
- 風評被害への対応（観光・農林水産業に対する金融支援に加え、農林水産物PR、出荷品モニタリング、観光業支援）
- 水産業・木質バイオマス事業への支援等

福島県民健康管理基金の積み増し（2,000億円以上）

- 除染に関する緊急実施方針の迅速な実施
（予備費2,000億円程度。3次補正予算でも積み増しを検討。）

その他の復旧・復興事業

以下のような、被災県の実情に応じて実施される復旧・復興事業については、その一定部分が福島県で実施される。

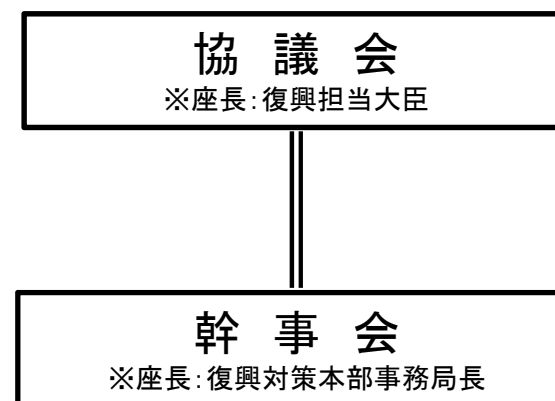
- | | |
|------------------|--|
| ○ 復旧・復興のための公共事業 | ○ 医療施設等の復旧・復興事業 |
| ○ 農業農村基盤の復旧・復興事業 | ○ 文教関係の復旧・復興事業 |
| ○ 水産業の復旧・復興事業 | ○ 災害廃棄物処理事業 |
| ○ 森林・林業の復旧・復興事業 | ○ 「使い勝手のよい交付金」を利用した事業及びその効果を促進するための地域の事業に対する国庫補助 |

原子力災害からの福島復興再生協議会について

・原子力災害からの福島県の復興再生に向けた対策等を協議するため、国と福島県が共同で協議会を設置。

1 構成メンバー

- ・国：平野復興担当大臣、細野原発担当大臣、川端総務大臣 他
- ・県：佐藤福島県知事、佐藤福島県議会議長、県内市町村長 他



2 これまでの開催実績

(1) 第1回協議会

日時：8月27日(土)(於：福島市内)

議事：復興の基本方針・福島県復興ビジョンの説明、今後の検討課題の整理 等

(2) 第1回幹事会

日時：9月13日(火)(於：福島市内)

議事：地域再生に関する特別法について

(3) 第2回協議会

日時：10月17日(月)(於：福島市内)

議事：主要事項の報告(福島県要望の基金、緊急時避難準備区域の解除、原子力損害に係る賠償の進捗状況、復興特区制度 等)

東日本大震災における地震・津波による被災実態調査

平成23年度三次補正予算案額 2.0億円

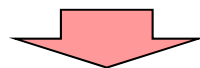
復興基本方針

(4)－⑤－(xvii)

被災地の行政担当者や地域住民、国の現地災害対策本部職員等からの聴き取り等により、発災時の具体的な状況や避難行動、その後の行政等の対応等について把握し、今後の取組みに生かす。

事業概要・目的

津波常襲地域である東北地方太平洋沿岸では、これまでもハード整備・ソフト対策ともに津波対策の充実が図られてきましたが、今般の想定をはるかに超える津波により、甚大な被害が発生しました。



今後の減災に向けた地震・津波対策促進のためには、被災者・各関係者がどのように行動し、何を感じたかなどの被災・対応状況の実態を悉皆的かつ詳細に調査・分析し、これまでの対策の効果の検証と今後の対策につなげていくことが必要です。

事業イメージ・具体例

面接調査概要

- ・津波により被害を受けた6県62沿岸市町村の地域住民・施設管理者（社会福祉施設、病院、学校等）・避難支援者（消防団、自治会等）等に対し、津波来襲時の行動・避難生活・今後伝えていくべき教訓等に関する悉皆的な面接調査を実施します。
- ・地震・津波の対応を行った各自治体・関係機関に対し、対応状況・課題等を調査します。

調査によって明らかにしたい事項

- ・地震・津波情報の入手・伝達状況
- ・地震発生時の状況
- ・発生時の避難行動・対応状況
- ・避難に係る要因
- ・避難所・避難生活
- ・これまでの対策の効果と課題、後世に伝えるべき教訓



今後の減災対策への反映

調査結果を分析し、これまでの対策の効果の検証・課題の抽出をおこない、今後の対策につなげていきます。

アーカイブの作成

調査内容を教訓や知恵などとして後世に伝えるための証言集や電子的なアーカイブを作成します。